

## 埼玉県ゲートキーパー啓発動画制作業務委託 仕様書（案）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務の名称

埼玉県ゲートキーパー啓発動画制作業務

### 2 委託期間

契約日 から 令和4年12月26日（月） まで

### 3 目的

本事業は、多くの県民が簡単に視聴できる動画により、職場、家庭、学校、地域などの様々な場面で関わる人にゲートキーパーの知識を周知することで、ゲートキーパーの裾野を広げ、自殺予防につなげることを目的とする。

### 4 想定する用途

- (1) ホームページ、YouTube、トレインチャンネル、デジタルサイネージ等への掲載
- (2) 自治体及び企業等の研修資料として利用

### 5 委託業務の内容

ゲートキーパー啓発動画作成に必要な業務及び付随する業務一式

#### (1) 動画等の制作

ゲートキーパーに関する知識が年代等に関わらず分かりやすく伝わり、ゲートキーパーとしての役割を担っていこうと思えるような内容とすること。

#### ア 動画等の種類

(ア) 県民向け啓発動画及びホームページ等に使用する画像等

- ・ 広く県民向けにゲートキーパーの役割を啓発する動画として、15秒と60秒の2本の動画を制作すること。
- ・ 動画を紹介するホームページ等で使用する次の画像を制作すること。
  - ・ 各動画のサムネイル
  - ・ バナー、QRコード等
- ・ 動画の解説またはシナリオを制作すること。

(イ) 研修用動画及びホームページ等に使用する画像等

- ・ 自治体及び企業等の研修用動画として、約20分の動画を制作すること。
- ・ 動画を紹介するホームページ等で使用する次の画像を制作すること。
  - ・ 動画のサムネイル
  - ・ バナー、QRコード等
- ・ 動画の解説またはシナリオを制作すること。

#### イ 動画の内容・条件

以下の条件に基づき、制作をすること。

(ア) 県民向け啓発動画

- ・ 周囲の人のサインに気づき、ゲートキーパーとしての行動を呼びかけ、つなぎ先として県の相談窓口を案内するものとする事。  
なお、60秒の動画は、若者、中高年者、高齢者のそれぞれに対してゲートキーパーの行動を呼びかける内容を含める事。
- ・ 動画に合わせたナレーション・テロップ・BGM等を挿入すること。納品の際は、ナレーション・BGMがないものも納品すること。

(イ) 研修用動画

ゲートキーパーの役割、自殺に関する知識、自殺のサイン、声かけ・対応例（職場、学校、家庭など）のようなコンテンツを想定しているが、これに限らず提案すること。

- ・ 動画に合わせたナレーション・テロップ・BGM等を挿入すること。
- ・ 動画の一部に県内民間支援団体3団体を起用して撮影を行う。また、受託者は、撮影対象となった団体に対し、それぞれ報償費5万円（税込み）を支払う。

(ウ) 共通事項

- ・ 動画のシナリオについては、事業の目的に基づき、受託者が作成すること。
- ・ 字幕、必要に応じて音声解説等を付け、障害者への配慮を行うこと。
- ・ 埼玉県の写真情報及び埼玉県ホームページへリンクするQRコードを掲載すること。
- ・ 埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」及び県章を掲載すること。
- ・ 使用期限を定めない。

(エ) 映像品質（予定）

- ・ H.264コーデック、mov及びmp4形式、フルHD（1920×1080）、フレームレート29.97fps以上、ステレオ2CHで作成し、そのままYouTubeに掲載可能なものであること。

ウ 編集・校正

- ・ 受託者は動画制作等の校正に対応すること。
- ・ 県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更等に柔軟に対応すること。

エ 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

オ その他

- (ア) 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。
- (イ) スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。また、県の求めに応じ打合せを開催すること。
- (ウ) モデル等出演者を起用して撮影を行う場合は、事前に県あてに協議を行うこと。

(2) 納期

ア 県民向け啓発動画及びホームページに使用する画像等

令和4年12月8日(木)

イ 研修用動画及びホームページに使用する画像等

令和4年12月26日(月)

(3) 納品

完成後遅滞なく、県が別に指定する方法により電子データで納品すること。

なお、動画の納品については以下を予定する。ただし、種類・部数等の変更に柔軟に対応すること。

ブルーレイディスク(8枚)	一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またブルーレイドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。 啓発動画15秒版を3枚、60秒版を2枚、研修用動画20分版を3枚に分けること。
DVD(8枚)	一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またDVDドライブ付きパソコンで複製が可能な形式にすること。 啓発動画15秒版を3枚、60秒版を2枚、研修用動画20分版を3枚に分けること。
掲載用エンコードデータ一式	mov及びmp4形式での動画配信データとして記録媒体で納品すること。
ホームページ等に使用する画像等	
動画の解説またはシナリオ	

(4) 納品先

埼玉県保健医療部疾病対策課 精神保健担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

ただし、県が指定する電子的な方法により納品する場合を除く。

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)等はすべて県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

(4) 動画作成後に、動画に出演した者より動画が放映されることに不都合が生じる旨の申し出があった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。

## 7 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

## 8 その他

本仕様書について及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議の上、決定するものとする。